

読んで納得、わかって安心

学生版

# 消費生活 安心ガイド

川崎市消費者行政センター



皆さんが、消費者のひとりとして、契約書を読むための正しい知識を身に付け、物を買うときに、正しい情報を読み取り、判断することは、これから自立して生活していくうえで、とても大切なことです。将来にわたって皆さんが主体的な消費者として心豊かに暮らすことができるように、この「学生版 消費生活安心ガイド」をぜひ活用しましょう。

## ステップ ①

### 消費生活の基本を学ぼう

あなたの消費者力をチェックしよう	2
みなさんは消費者です！	3
「契約」って、なんだろう？	4
契約をやめることができる場合	5
成年年齢下げについて	6
特定商取引に関する法律	7
知っていますか？クーリング・オフ制度	8
消費者トラブルを見てみよう	
スカウト商法	9
キャッチセールス・製品事故	10

## ステップ ②

### 情報化社会について知ろう

CLICK する前によく考えてみよう！	11
やってもいいの？いけないの？	12
インターネット被害を見てみよう	
不当請求・出会い系サイト	13
インターネット通販・フリマアプリ	14
オンラインゲーム	15

## ステップ ③

### お金の問題について学ぼう

上手にお金の管理をしよう	16
いろいろなカードの機能を知ろう	17
クレジットカードってなに？	18

## ステップ ④

### 消費者市民社会を目指して

消費者市民社会とは・私たちにできること	19
---------------------	----



参考ページを  
読んで考えよう!



## あなたの消費者力をチェックしよう

	○	×	参考
① お店で、「買うから」と口約束だけして、取り寄せてもらったけど、商品を見たら気に入らない。買わなくてもいい?			P4へ
② コンビニでお菓子とジュースを買った。これって契約?			P4へ
③ レンタルビデオ店でDVDを借りて、返却するのを忘れていた。返却日より3日過ぎてしまったけれど、延滞料を取られるの?			P4へ
④ インターネット通販で買ったスニーカーがイメージと違った。未使用なのでクーリング・オフできる?			P7・8へ
⑤ 昨日、街で『無料エステ』に誘われ、サロンで化粧品の契約をした。クーリング・オフできる?			P10へ
⑥ 人気キャラクターの絵を個人で楽しむためなら、自分のブログに貼り付けてもいいの?			P12へ
⑦ 一緒に買物に行った友人にクレジットカードを貸した。請求書が届いても、友人が使ったので支払わなくてもいい?			P18へ



## みなさんは消費者です！

みなさんは、お金を支払って商品を購入したり、交通機関を利用したりしていますよね。このような消費活動をしているみなさんは「消費者」です。消費者には、尊重されている「権利」と、果たすべき「責任」があります。

### 消費者の権利に関する基本理念

川崎市では、「消費者基本法」第2条の基本理念を踏まえ、消費者の権利としての基本理念を条例に次のとおり定めています。

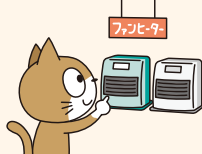
#### 安全が確保される権利

危ない商品によって危害を受けることがないよう、保証されています。



#### 選択の機会が確保される権利

危ない取引を避け、自分で自由に商品やサービスを選ぶことができます。



#### 適正な価格を保証される権利

正しく値段がつけられた商品を選ぶことができます。



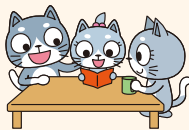
#### 意見が政策に反映され、適切、迅速に救済される権利

消費者トラブルにあって消費者行政センターに相談したときに、できるだけ解決できるよう、助けてもらうことができます。また、意見が反映されて、対応策が取られます。



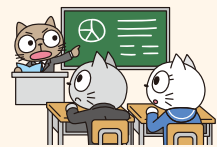
#### 自主的な行動が保証される権利

商品などの情報を知ったり、健全な生活環境の中で生活することができます。



#### 必要な情報及び教育の機会が提供される権利

悪質業者にだまされたりしないよう、消費生活について学んだり、知識を得たりすることができます。



※川崎市は、上の事項が消費者の権利であることを尊重し、環境の保全に配慮しながら、消費者の利益を擁護し、増進していきます。

### 消費者の責任

消費者には、国際消費者機構(CI)によって提唱された5つの責任があります。

#### 商品や価格などの情報に疑問や関心を持つ責任

インターネットなどから得た一部の情報だけを信じるのではなく、「本当に正しいかな?」と疑い、情報を集めるようにしましょう。



#### 公正な取引が実現されるように主張し、行動する責任

取扱説明書通りに正しく利用していたにも関わらず、購入した商品がすぐに壊れてしまったときは、消費者行政センターや販売店に相談をしましょう。



#### 自分の消費行動が社会(特に弱者)に与える影響を自覚する責任

自分たちが商品を選んで購入することが、商品の生産者の暮らしや社会に影響を与えることを自覚しましょう。



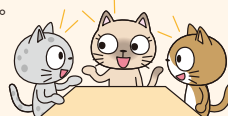
#### 自分の消費行動が環境に与える影響を自覚する責任

ゴミを減らす、環境に優しい商品を購入するなどを意識し、自分の行動が環境に影響を与えることを自覚しましょう。



#### 消費者として団結し、連帯する責任

事業者にだまされたときは、被害にあった人たちみんなで力を合わせて、被害の回復に向け、行動を起こしましょう。

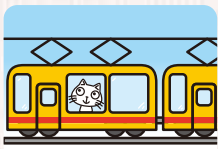


# 「契約」って、なんだろう？

## 契約と約束

私たちは日常生活の中で、「契約をする」という意識をしなくても、たくさんの契約をしています。例えば電車に乗る(運送契約)、ファストフード店でハンバーガーを買う(売買契約)、スマートフォンを利用する(電話機の売買契約と通信サービスの利用契約)、DVDをレンタルする(賃貸借契約)などもすべて契約です。

一方、友達と図書館に行く約束や毎日親の手伝いをする約束は、守らなくても法律上の責任まで問えないので、契約とはいいません。契約とは、法律上の責任が生じる約束のことです。



## 契約はいつ成立するの？

私たちが「これを下さい」と申し込み、販売員が「〇〇円で売ります」と承諾すれば、お互いの意思が合致して契約は成立します。従って、契約は口約束でも成立します。契約書にサインしたり印鑑を押すのは、お互いに契約内容を確認して、証拠を残すためです。



申し込む  
お金を払う義務

合意  
契約

承諾する  
商品を引き渡す義務



売り手

買い手

## 契約が成立すると、どのような義務が生じるの？

契約が成立すると、自分にも相手にもその契約を守る義務が生じます。物を買う人は、代金を支払う義務が生じ、売り手側は、商品を引き渡す義務が生じます。

## 契約はやめられるの？

いったん契約が成立すると、お互いにその契約を守る義務が生じ、特別な場合(\*)を除き、一方的に契約をやめる(解消する)ことはできません。契約をする前に、価格や内容についてよく検討し、慎重に契約することが大切です。

\* 法律で認めている場合(P5、7、8参照)、話し合いでお互いに契約を解消することに合意した場合、契約書の中に解約できる規定がある場合

## 契約をやめることができる場合

### 民法

※2022年4月に改正民法が施行され、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。詳細はP6参照。

#### ● 未成年者取消し

20歳未満の「未成年者」がする契約は、父母など法定代理人の同意が必要です。法定代理人の同意がない契約は取り消すことができます。ただし、次の場合は取り消すことができません。

★ 自分が20歳以上であると相手をだまして契約した場合

★ 結婚している場合

★ 親(親権者)からあらかじめ同意を得ている場合

★ 契約金額がおこづかいの範囲の場合

★ 親(親権者)から営業を許されている場合はその営業に関わる契約

#### ※ 相手の事業者が契約内容を守らなかった場合は契約の解除ができます。

また、だまされたり、おどされたりしていた契約は取り消すことができます。社会秩序に反する契約は無効です。

### 消費者契約法

事業者の不適切な勧誘で契約した場合は契約を取り消すことができます。

(不適切な勧誘で契約したことに気づいたとき①～③)や困惑の状態から脱したとき④から1年以内で、契約締結から5年以内の契約)

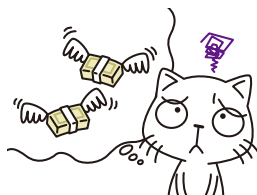
#### ① 不実告知

契約内容の重要な事項等についてうそを告げられた場合



#### ② 断定的判断の提供

将来の変動が不確実な事項について、確実な情報として告げられた場合



#### ③ 不利益事実の不告知

有利な点ばかり強調し、それを聞いていたら契約しなかったような不利益な事実を事業者が告げなかった場合



#### ④ 困惑

- ・ 帰ってほしいと言ったのに帰ってくれない、帰りたいのに帰らせてくれない場合
- ・ 不安をあおったり、恋愛感情等を利用した場合
- ・ 加齢等による判断力の低下を利用した場合
- ・ 靈感等による知見を用いた場合



※その他、必要な量を著しく超える量の商品を契約した場合も、契約の取消しができます。

# 成年年齢引下げについて

## ●18歳から成年になります!

現在、民法では、20歳を成年年齢として定めていますが、2022年4月から成年年齢が18歳に引き下げられます。これまで、未成年とされてきた、18歳、19歳も成年として見られるようになるのです。具体的には、どのようなことが変わのでしょうか。

## ●18歳でできなくなること

★ 未成年者取消権が行使できなくなります。

これまで、未成年者だからという理由で、親権者の同意がない契約を取り消すことができていましたが、2022年4月以降は、18歳、19歳も成年とみなされるので、自分だけの判断で高額な契約をしてしまっても取り消すことができなくなります。そのため、これまで以上に慎重に契約をすることが求められます。



## ●18歳でできることとできないこと

### 18歳でできるようになること

クレジットカードを持つこと



ローンを組むこと



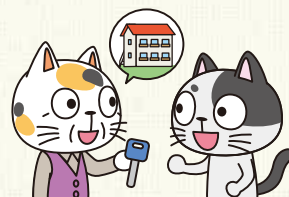
一人で契約をすること たとえば…



スマートフォンを一人で契約できる



エステのような高額なサービスを一人で契約できる



アパートの部屋を一人で借りることができる

### 20歳までできないこと

飲酒



喫煙



ギャンブル





## 特定商取引に関する法律

訪問販売や通信販売など、消費者トラブルがおりやすい特定の取引形態を対象に、事業者が守るべきルールと、クーリング・オフなどの消費者を守るルールを定めています。

クーリング・オフ制度とは、訪問販売や電話勧誘販売のように、消費者が不意打ち的に勧誘されて、冷静に判断できないまま契約してしまったときに、契約後も冷静に考え直して、一定期間内ならば無条件で契約を解除できる制度です。

### 特定商取引法で定められた販売方法と主な規制

取引の種類	内 容	契約書面 交付義務	クーリング・ オフ 期間	中途 解約
訪問販売	自宅などへの訪問販売、キャッチセールス、 アポイントメントセールス、睡眠(SF)商法など	○	○ 8日間	
電話勧誘販売	電話で勧誘される契約	○	○ 8日間	
通信販売	テレビ、雑誌、カタログ、インターネットなどの広告を 見て、郵便、電話、インターネット等で成立した契約	×	×	
			返品規定について、広 告に表示義務がある	
特定継続的役務提供	エステ、語学教室、パソコン教室、家庭教師、学習塾、 結婚相手紹介サービス、美容医療などの継続的な契約	○	○ 8日間	○
連鎖販売取引 (マルチ商法)	消費者を販売員として組織に加入させ、さらに別の 販売員を勧誘させ、販売組織を連鎖的に拡大して いく商品・役務の販売方法	○	○ 20日間	○
業務提供誘引販売取引 (内職・モニター商法)	収入が得られる仕事を紹介すると勧誘し、 仕事に必要な商品やサービスの契約をさせる取引	○	○ 20日間	
訪問購入	事業者が、消費者の自宅等へ訪問して、 物品の買取りを行う取引	○	○ 8日間	

- ① 事業者は消費者に対し、契約書面を交付する義務があります。(通信販売を除く)
- ② クーリング・オフ制度(P8参照)があります。(通信販売を除く)
- ③ 「特定継続的役務提供」「連鎖販売取引」「業務提供誘引販売取引」は自分から店舗に行って契約した場合も、クーリング・オフができます。
- ④ 「特定継続的役務提供」と「連鎖販売取引」は、クーリング・オフ期間後でも、一定の条件の範囲で中途解約ができます。
- ⑤ 事業者がうそを言ったり、重要なことをわざと言わなかったために契約をした場合は、契約の取消しができます。
- ⑥ 訪問販売・電話勧誘販売で、必要な量を著しく超える量の商品を契約した場合は、契約の解除ができます。(契約後1年間)
- ⑦ 消費者が「契約しない」と断った商品を再度勧誘することは、原則禁止されています。



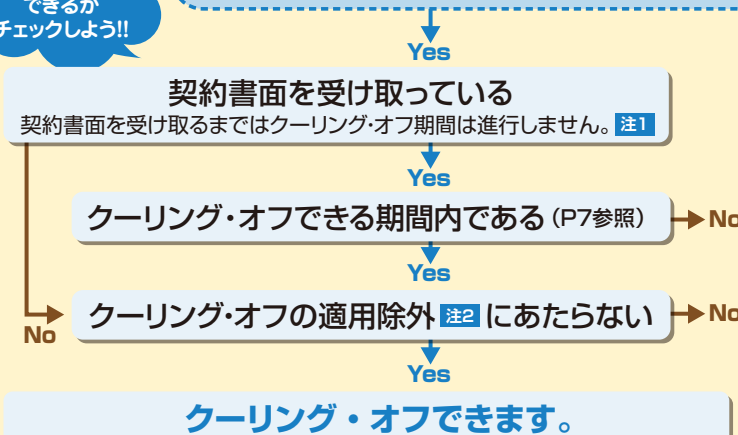
# 知っていますか？ クーリング・オフ制度

契約してしまったけれど  
解約したい…

## 契約したけれど「しまった!」と思ったとき

クーリング・オフ  
できるか  
チェックしよう!!

特定商取引法で定められた販売方法である P7の表で確認しましょう



No

**クーリング・オフ  
できません。**

クーリング・オフ以外でも契約が解消できる場合もあります。あきらめないで、消費者行政センターに相談しましょう。



クーリング・オフするには必ず書面(ハガキで可)で通知します。(下記参照)  
(特定記録郵便又は簡易書留)ハガキの両面をコピーして保管しましょう。

### 注1

クーリング・オフを妨害されたときは、  
期間が過ぎてもクーリング・オフが可能です。

### 注2

#### クーリング・オフできない場合(適用除外)

- 現金で3,000円未満の商品
- 化粧品、健康食品などの消耗品を使用した場合
- 自動車、葬儀サービス、通信サービスなど
- 通信販売で買った商品(ただし、返品特約の範囲で解約可能) P14参照

#### クーリング・オフの効果は?

- 支払った代金は全額返金されます。
- 受け取った商品は、事業者負担で返品できます。
- サービス(工事を含む)が行われている場合でも無条件で解約ができます。

ウラ

契約した日付を記入

契約者の住所・氏名を記入

契約解除通知書

〇年〇月〇日、貴社と〇〇の購入契約をしましたが、  
つきましては、支払済み〇〇〇〇円を  
至急返金してください。  
なお、商品は早急に引き取ってください。

契約内容を記入

既に支払ってしまっている金額を記入

ハガキを郵送する日付を記入

特定記録郵便  
または簡易書留で送付

オモテ

契約書記載の  
会社名・住所を記入

切手

郵便はがき

川崎市〇〇区〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇商事株式会社  
責任者

様

## 消費者トラブルを見てみよう

### ●スカウト商法

## アイドルオーディションに応募して…

以前は、街でスカウトマンに声を掛けられ、芸能事務所に連れていかれて契約をしたという事例が多かったのですが、最近は、スマートフォンで検索したり、SNSの広告を見たりして自分から連絡を取ったことがきっかけとなるケースが増えていま  
す。「合格」と言われ事務所に行ってみると、「めったにないチャンスだ」「絶対に売れる」などと、言葉巧みに勧められ、高額なレッスンの契約をしてしまったといったことでトラブルになることが多い  
です。



アドバイス

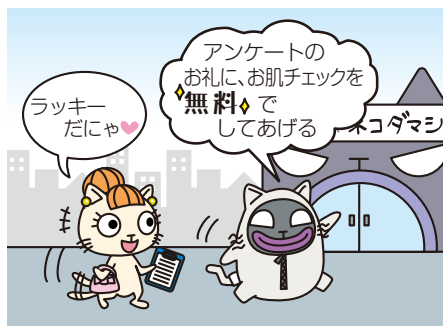
- 自分で応募したり、オーディション会場に出向いたりした場合はクーリング・オフの適用がない場合があります。
- その場で契約をせず、契約書の内容をしっかりと読み、家族と相談をした上で、契約をするようにしましょう。

※街で声を掛けられて芸能事務所に連れていかれ、その場で契約してしまったような場合は、キャッチセールスにあたるため、契約書面を受け取ってから8日間は、クーリング・オフで契約を解除することが可能です。

## ●キャッチセールス

# 突然、路上で呼び止められて…

「アンケートに答えてほしい」と声を掛けた後に、喫茶店や営業所に連れていき、商品やサービスの契約をさせようとする事業者がいます。不安をあおるような説明をされ、断れない雰囲気の中で契約を勧められることが多いようです。



### アドバイス

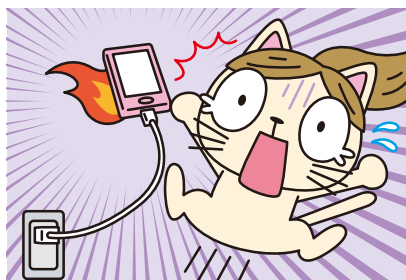


- 「アンケート」などと声を掛けられても、立ち止まらないようにしましょう。
- 「無料!」「お試し」などの誘いは要注意です。「話を聞くだけ」と思っついてははいけません。

## ●製品事故

# スマートフォンを充電していると…

スマートフォンを充電しながら使っていると、燃えてしまうことがあります。このような製品事故も消費者トラブルです。製品自体に問題がある場合もありますが、間違った使い方をしていても事故は起こります。気をつけて使わないと、財産や身体に被害をもたらす事故を引き起こすこともあります。



### アドバイス



- 製品を購入するときは、安全性を確認してから購入しましょう。
- 製品を使うときは、取扱説明書を読んだ上で、正しく使用しましょう。
- 製品を使っているときに異常を感じたときは、すぐに使用を中止しましょう。



## インターネット社会

パソコンやスマートフォンによって、インターネットは24時間誰でもどこでも利用することが可能です。インターネットで情報を調べたり、買物をしたり、いろいろな人とコミュニケーションをとることができるようになりました。しかし、インターネット社会の情報はデタラメやデマも多く、私たちが振り回されたり、トラブルに巻き込まれたりすることもあります。自分で情報を選び、活用する力をつけることが大切です。

## ソーシャルメディア

インターネット上で誰でも書き込みができ、情報発信やコミュニケーションツールとして使うことができます。SNS、プロフ、ブログなど、いろいろなサイトがあります。自分のプロフィールを公開したり、日記を書き込んだりして、リアルタイムでの情報発信が可能です。他の人に見てもらえるほかに、メッセージやコメントを書き込んでもらえるので、反応がすぐに返ってくるのが特徴です。また、登録している世界中のいろいろな国の人や異なる年代の人と知り合うことができます。サイト内で共通の趣味や住んでいる地域が同じ人同士でコミュニティを作ることができるので、インターネットの中で新しい友達を増やすことも簡単です。

最近、若者を中心に、SNS を利用する人が急増しています。SNS とは、「ソーシャル・ネットワーキング・サービス」の略であり、人とつながることを目的としたサービスの総称です。具体的には、LINE、Twitter、Facebook、Instagram などがありますが、次々と新しい形の SNS が誕生しており、多くの人に利用されています。しかし、SNS がきっかけとなる消費者トラブルも急増しています。

## 気をつけて！

年齢や性別、住んでいる地域などの書き込んだ内容から、それが誰のことか分かってしまう場合があります。さらにその情報が知らない間に勝手にインターネット上に流されたり、悪意のある人に利用されたりすることもあります。軽い気持ちで書き込んだ友達の情報が友達を傷つけたり、また悪用された場合は、書き込んだ人が責任を問われます。

インターネットの中は混雑した街をたった一人で歩き回るようなものです。現実の社会と同じで、きちんとルールやモラルを守ることが求められます。





# やってもいいの？ いけないの？



**Q** 大好きなアニメのDVD画像をインターネットにアップした。これってやってもいいの？いけないの？

**A** 音楽、小説、漫画、映画、写真、ソフトウェアなどが創作したものは知的財産と言って、第三者が勝手に利用しないように、法律で保護されています。これらを無断で不特定多数の人に向けて発信したり、コピーして誰かに売ったりすることは禁止されています。キャラクターやロゴなどを使用することも同じです。

**Q** 友達が電車で居眠りしたので、写真に撮ってブログに載せた。これってやってもいいの？いけないの？

**A** 人は誰でも勝手に写真に撮られたり、それを公開されたりしないという権利を持っているのです。知らないうちに自分の恥ずかしい写真を勝手に誰かに見られたら、誰だっていやな気持ちになります。無断でブログに載せることはやめましょう。

**Q** SNSで友達のアカウントを見つけ、興味本位で、友達の名前と誕生日を組み合わせたパスワードを入れてみるとログインできてしまったので、友達になりあまして書き込みをした。これってやってもいいの？いけないの？

**A** 他人のSNSに本人の許可なく勝手にアクセスすることは、法律で禁じられています。友達のIDやパスワードを偶然知ってしまうことがあっても、ログインしてはいけません。このような危険があるので、IDやパスワードは他人に教えないようにしましょう。また、パスワードは他人に推測されにくいものにしておくことが大切です。

**Q** 友達が自分の悪口を言っていたので、悔しいからインターネットの掲示板にその友達の悪口を書き込んだ。これってやってもいいの？いけないの？

**A** インターネットの情報は文字だけの場合が多いので、つい強い表現になったりします。一度書き込んだ情報は取り消すことはできません。そのことが原因でいじめなどに発展することもあるのです。内容によっては、名誉毀損（めいよきそん）などの罪になることもあります。書き込む前によく考えましょう。また、悪質な書き込みをされたときは、サイトの管理者などに連絡して削除してもらうこともできます。



## インターネット被害を見てみよう

### ●不当請求

### クリックしたら請求画面が…



パソコンやスマートフォンのアダルトサイトで、「動画を見る」「18歳以上」などのボタンをクリックしただけで、「登録完了。登録料9万円。」などの請求画面が表示されます。「放置すると法的手続きをとる」などと不安をあおり、支払いを強要します。

#### アドバイス



- 申込みの意志もなく勝手に登録された場合、契約が成立しているとはいえません。
- IPアドレスや、個体識別番号等が表示されても、アクセスした人は特定されません。
- 事業者に連絡をすると、新たな個人情報を教えることになるので、支払いや連絡をせずに無視しましょう。
- パソコンやスマートフォンにウイルスを送り込まれ、請求画面が消せなくなるトラブルも発生しています。料金を払ったからといって、請求画面は消えません。IPA（独立行政法人情報処理推進機構）のHPに復元の手順が紹介されています。

### ●出会い系サイト

### 連絡先の交換に高額なポイント料金が…



スマートフォンのゲームサイトや懸賞サイトなどに登録した人に出会い系サイトから「芸能人の悩みを聞いてほしい」「病気の人を励ましてほしい」「大金をあげる」などと送りつけ、頻繁にやりとりをさせて、高額なポイント料金を支払わせます。

#### アドバイス



- 出会い系サイトは匿名性が高く、「嘘」や「なりすまし」が横行しています。
- 有料ポイントの購入は慎重に。高額なポイントを使わせることが相手の目的です。

「出会い系サイト規制法」では18歳未満の利用を禁止しています。

出会い系サイトには危険な罠があることを忘れずに、絶対にアクセスしないようにしましょう!

## ●インターネット通販

# 未使用なのに返品できない



自宅にいなから、24時間いつでもショッピングができる「インターネット通信販売」は非常に便利です。しかし、実際に商品を手にとって選択できないため、画面で見た商品と実際の商品とのギャップにより、「返品したい」と申し出ても応じてもらえないというトラブルが生じることがあります。

### アドバイス



- 通信販売は消費者がじっくり考えて申込みができることから、「クーリング・オフ制度」はありません。
- 「到着後1週間に限り返品可」など、事業者が個別に返品特約を定め、広告に明示している場合は、その特約に従うことになります。
- 広告に返品の可否や条件を表示していない場合は、商品を受け取った日から8日間は解約・返品ができます。ただし、返品のための送料は消費者の負担となります。
- 申し込んだ内容を確認するために、申込み時の広告や画面はプリントアウトしておきましょう。事業者とのメールのやりとりなども保存しておくといでしょう。

## ●フリマアプリ

# 偽物の商品が届いた！



フリマアプリは、インターネットで実際のフリーマーケットのように出品、購入ができるアプリケーションです。便利である一方で、「ブランド品を購入したのに、偽物が届いた」「説明にない傷があった」「送料込みと聞いていたのに、着払いで届いた」等のトラブルも増えています。

### アドバイス



- フリマアプリのように、個人間の取引で起きたトラブルについては、消費者行政センターは原則、解決のお手伝いできません。（ただし、フリマアプリ事業者への申出は、お手伝いできる場合もあります。）
- 利用規約をよく読み、フリマアプリの設定した取引ルールや出品された商品、送料についての情報収集をしっかり行いましょう。
- 取引相手の取引履歴や評価欄などについてもしっかりと確認しましょう。

## ●オンラインゲーム

### 本当に完全無料…?



スマートフォンで「無料」という表示につられてゲームサイトに登録し、さまざまなアイテムを購入してゲームを楽しんでいると、高額料金を請求されることがあります。

スマートフォンを使ってゲームをし、1か月間で何十万円もの請求をうけたという事例もあります。

#### アドバイス



- 無料と表示されていても、アイテム購入などは有料になっている場合があります。利用規約等を十分確認しましょう。
- 親がスマートフォンに登録したクレジットカードの情報を使ったり、親のクレジットカードを無断で利用して、ゲームのアイテムを購入したりすることは絶対にやめましょう。

## フィルタリングとは？ 有害サイトでトラブルにあわないために…

- 出会い系サイトやアダルトサイト、また違法サイトなどを、青少年が閲覧することを制限する機能のことです。
- フィルタリングの方法には、以下の2つがあります。

#### ホワイトリスト方式

健全なサイトのみをリスト化し、それ以外のサイトへのアクセスを制限する方式

#### ブラックリスト方式

有害なサイトをリスト化し、それらへのアクセスを制限する方式

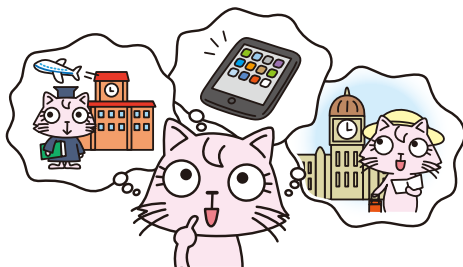
- 携帯電話事業者は、携帯電話やスマートフォンの使用者が青少年である場合には、原則としてフィルタリングサービスを提供する義務があります。
- パソコンには市販のフィルタリングソフトや、プロバイダのフィルタリングサービスが利用できます。

プロフ(自分のプロフィールのページを作成できるサービス)や無料ゲームのサイトから、有料の出会い系サイトに引き込まれる場合もあるので、注意しましょう。



## 上手にお金の管理をしよう

収入・支出・貯金の  
バランスを考える



これからの人生でやってみたいこと、夢や希望を実現させるために、お金の上手な管理が必要です。おこづかいをもらっても、ほしいものを何も考えずに買っていると、おこづかいはすぐになくなってしまいます。お金を上手に使うために、使いみちをよく検討して、あらかじめ収入と支出・貯金の計画を立てることが最も大切です。

### 収入と支出を把握しよう ～おこづかい帳をつけてみる～

自分のお金をきちんと管理するために、いくらおこづかいをもらって(収入)、何にいくら使ったか(支出)を記録することから始めてみましょう。



#### ●おこづかい帳

月・日	収入の種類・使った物	収入(もらったお金)	支出(出たお金)	残ったお金
4/1	おこづかい	2,000円		2,000円
4/5	お菓子		150円	1,850円
4/10	ノート		120円	1,730円
	合計	2,000円	270円	1,730円

### 予算を立てよう ～NEEDS(必要なもの)とWANTS(ほしいもの)を検討する～

何かものを買いたいと思ったとき、本当に今必要かどうか、また値段は妥当かなどを考えて、予算を立ててみましょう。

### 一定額の貯金をしよう ～目標を立てて、毎月決まった額を貯金する～

急にお金が必要になったときのためにも、決まった額をできるだけ貯金しましょう。

## 家計って何だろう?

予算=家族の収入と、それに見合った支出・貯金の計画

一家の消費を中心とした経済活動を家計といいます。家庭の収入は、家族が働いて得る収入や、財産や年金によって得られる収入があります。また支出には家族が生活するために必要な消費支出や、税金や社会保険料などの非消費支出があります。家族が安定した生活を送るために、収入と支出のバランスを考えて、予算を立てる必要があります。

## いろいろなカードの機能を知ろう



現金がなくてもカードを使って電車やバスに乗ったり、買物もできるようになりました。日常生活の中で色々なカードが身近な存在になっていますが、現金と違って「お金を使う」という実感が薄くなるため、お金の管理能力が問われます。カードを利用するときに、今本当に必要な買物かを考えて、使い過ぎに気をつけましょう。また、カードの紛失や盗難などの新たなトラブルも発生しています。カードをなくしたら、すぐにカードの発行会社に届けましょう。

### 主なカードと機能

#### ■ クレジットカード

現金がなくてもサイン（または暗証番号入力）だけで買物ができ、代金を後でクレジット会社に支払うことができるカードです。

現金自動支払機などからお金を借りることができる（キャッシング）機能が付いたものもあります。

#### ■ キャッシュカード

銀行や郵便局などに自分の口座を開き、預けた自分のお金を出し入れすることができるカードです。

#### ■ プリペイドカード

先に代金を支払ってカードを購入し、その金額分の商品購入やサービスの利用ができるカードです。

また、ICカード（電子マネー）に繰り返しチャージ（入金）して利用できるものもあります。

#### ■ デビットカード

現金の代わりに支払いに利用できるカードです。ただし、クレジットカードと異なり、支払いに利用すると、すぐに口座から代金が引き落とされます。

#### メンバーズカード

販売店やレンタルビデオ店などの会員カードです。割引や特典がついていたり、利用するたびにポイントがついて、ポイント分の買物やサービスが利用できるものもあります。しかし、ポイントを利用できる期限があったり、紛失するとせっかく貯めたポイントも利用できなくなります。

# クレジットカードってなに？

クレジットとは「信用」という意味です。あなたの信用のもとに、カード会社から発行されたクレジットカードで買物をして、後で代金を支払う取引の形態です。従って、現金がなくても買物ができて便利ですが、クレジットを利用することは、借金をすることと同じです。衝動買いをしたり、無計画に使ったりすれば多重債務を招く原因にもなります。



## 利用のポイント

- カードの暗証番号は、他人に分からない番号に設定して、しっかり管理しましょう。
- 支払い可能な金額か、慎重に検討した上で利用しましょう。
- 販売店の利用控えは必ず保管し、カード会社から支払い明細が届いたら、間違いがないかチェックしましょう。
- 翌月一括払いやボーナス一括払いは手数料がかかりませんが、分割払いやリボ払いには手数料がかかります。またカードでキャッシング(借金)すると、利息がかかることを覚えておきましょう。
- カードは絶対に貸してはいけません。支払い義務は、カードの持ち主にあります。

## リボ払いって本当に便利？

リボ払いは、決められた利用限度額の範囲であれば、利用件数、金額に関わらず、毎月一定額をクレジット会社に支払う返済方法です。

- 利用限度額内で、つい衝動買いをしがちになります。
- 支払いが長期化して、返済残高が分かり難いというデメリットがあります。
- 手数料がかかります。(一般に実質年率15%程度)

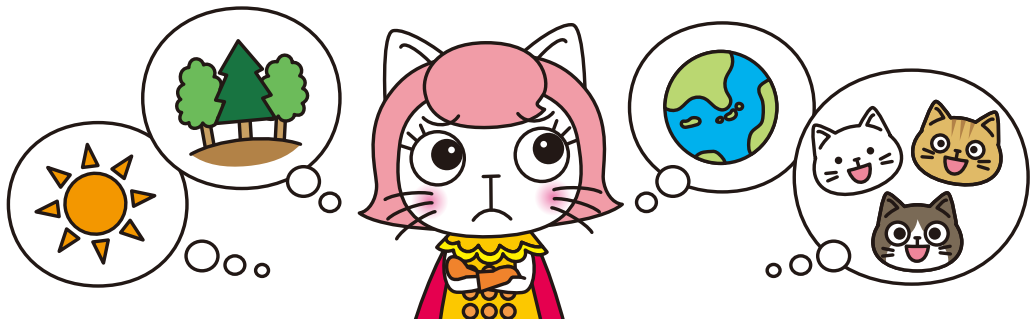


## 消費者市民社会とは

私たち消費者は、毎日、お金を支払って、様々なモノやサービスを購入しています。みなさんは、どのようなことを考えて、その選択を行っていますか？現代社会には、消費行動によってさまざまな社会問題が発生しています。このような状況の中で、私たち消費者が皆、自分自身のことだけを考えて消費活動をしていては、問題は蓄積されていくばかりです。そこで、「自分自身」のことだけでなく、「地球環境」、「社会経済情勢」、「将来生まれる人」のことなども考えながら、消費生活を送ることが、私たち消費者には求められています。このような動きが社会全体に広がって、消費者が社会の発展と改善に積極的に参加する社会を「消費者市民社会」と言います。

### エシカル消費ってなに？

エシカル消費とは、「倫理的な消費」という意味で、環境や社会問題の解決に貢献できる商品を購入することを指します。皆さん一人ひとりが、エシカル消費を行っていくことで消費者市民社会の実現につながっていきます。



## 私たちにできること

### 3つのRでゴミを減らす





## 地域で作られた食品を買う



### 地産地消ってなに？

地産地消とは、地元で生産されたものを地元で消費することです。地産地消は、新鮮で安心な食材が手に入るという消費者へのメリットだけでなく、地域の生産者の収入が増えるなどの生産者側のメリットもあります。また、食材を輸送する距離が短くなることで、輸送中に車から排出される二酸化炭素も少なくなるなど、環境への配慮も行うことができるのです。

## 公正に取引された商品を買う

### フェアトレードってなに？

食べ物や衣服が、とても安く売られているのを見たことはありませんか？実は、その中には、開発途上国で生産された商品もあるかもしれません。開発途上国では、その国で作られた商品を安く販売するために、生産者や子どもたちを安い賃金で雇っていたり、劣悪な環境で働かせていたりする場合があります。私たちが手にしている商品は、開発途上国の人たちの過酷な労働や児童労働によって生み出された可能性があるということです。このような事態を生み出さないよう、開発途上国で生産されたものを適正な価格で購入し、生産者の労働環境の改善を目指す貿易の仕組みを「フェアトレード」と言います。フェアトレードの商品を購入することで、その商品を作った見えない生産者や子どもたちを応援することができるのです。



## 食品ロスを減らす



### 食品ロスってなに？

日本には、食べられるはずなのに捨てられている食品がたくさんあります。こういった食品を「食品ロス」といいます。食品ロスの原因は、食べ残しだけではなく、調理する前に冷蔵庫で賞味期限を迎えてしまったものや腐敗してしまったものなど、様々です。食品は、買わず、食べることができる量だけを購入し、調理に使い切ること、また食べきることを心がけましょう。

あなたの消費者力をチェックしようの

1	正解 ✕	契約書にサインしなくても、口約束でも契約は成立します。	P4へ
2	正解 ○	お菓子やジュースを買うことは、売買契約です。	P4へ
3	正解 ○	レンタルビデオ(DVD)の借主は責任を持って管理し、 約束の期日までに返却する義務があります。 返却が1日でも遅れたら、会員規約に書かれた延滞料を請求されます。	P4へ
4	正解 ✕	通信販売にはクーリング・オフの規定はありません。 ただし返品特約があれば、特約の範囲で解約できます。	P7・8へ
5	正解 ○	キャッチセールスなので、契約書面を受け取ってから 8日以内はクーリング・オフできます。	P10へ
6	正解 ✕	人気キャラクターの絵を無断でインターネット上に公開することは、 法律で禁止されています。	P12へ
7	正解 ✕	クレジットカードを他人に貸すことは、カード会社の規約で禁止されています。 支払い義務は、カードの持ち主にあります。	P18へ

消費者行政センターの

マスコットキャラクターたち





商品・サービスの契約トラブルなどの、  
**消費生活に関する相談を  
受け付けています。**

川崎市消費者行政センター 相談窓口電話番号

**044-200-3030**

相談時間：月～金曜日9:00～16:00 / 土曜日10:00～16:00

\*日曜日・祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く

\*金曜日は電話相談のみ19:00まで受付

\*土曜日は電話相談のみ受付

対 象：市内在住・在勤・在学の方

方 法：電話及び来所

お越しになる場合は契約書・関係書類をお持ちください。



電子メールによる相談をお受けします。

(一部の携帯電話からのアクセスは不可)

消費者行政センターホームページ(下記参照)にある消費生活相談  
「メール送信画面」から送信してください。

\*電子メールによる回答は1回限りとさせていただきます。また、その他注意  
事項がありますので、ホームページ上のメール相談利用案内をご確認ください。



## かわさき消費生活メールマガジン



最新の消費生活関連情報をお届けします!

mailnews@k-mail.city.kawasaki.jp(パソコン用)

mailnews-m@k-mail.city.kawasaki.jp(携帯電話用)

にメールを送ると登録手続きが行えます。



このリーフレットに関するお問い合わせ

## 川崎市消費者行政センター

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町1 1-2 川崎フロンティアビル10階

事務室 ☎044-200-3864 FAX 044-244-6099

消費者トラブルで  
困ったときはまず相談!



ホームページアドレス

川崎市消費者行政センター |

検索

<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/16-6-8-0-0-0-0-0-0-0.html>

契約  
トラブルに  
巻き込まれない  
ための

# きりふだ6カ条



① いらないときは「いりません」  
とはっきり断る!



② サイン、押印は慎重に!  
口約束も要注意!



③ うまい話に安易にのらない!



④ 買う前に家族や友人に相談を!



⑤ 契約書の内容はよく確かめて!



⑥ 前払い、クレジット購入は慎重に!



しっかり考えてから  
しないとダメにゃ

